

(8) 農村計画課



軽トラピアノ（大蔵村四ヶ村の棚田）

【継続】中山間地域等直接支払制度費

概要

○農業生産条件の不利な中山間地域等における、集落等を単位とした農用地を維持・管理していくための、協定に基づく農業生産活動等への支援

予算額（当初）：1,000,824千円

事業期間：平成12年度～

背景／課題

- ・中山間地域等では、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利
- ・担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとっても大きな経済的損失の懸念
- ・中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する必要がある

事業内容

- 対象地域
「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「棚田地域振興法」等の法指定地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）
- 対象農用地
農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存する一団（1ha以上）の農用地で、傾斜基準等を満たすもの
- 主な交付単価（10aあたり）
 - ・通常単価 田：急傾斜（1/20以上） 21千円、緩傾斜（1/100以上） 8千円
畑：急傾斜（15°以上） 11.5千円、緩傾斜（8°以上） 3.5千円
 - ・加算措置 棚田地域振興活動加算 田、畑 10千円（急傾斜）、14千円（超急傾斜）
超急傾斜農地保安全管理加算 田、畑 6千円
ネットワーク化加算 地目に関わらず 10千円（最大）
集落機能強化加算にかかる経過措置 地目に関わらず 3千円
スマート農業加算 地目に関わらず 5千円
- 交付対象者
集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
- 対象となる活動
協定に基づき実施する次の活動
 - ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止活動等）
 - ②体制整備のための前向きな取組み（ネットワーク化活動計画の作成）なお、①+②実施の場合は通常単価、①のみ実施の場合は通常単価の8割

事業スキーム

中山間地域での農業生産活動等の継続

国土保全を含め農業の有する多面的機能の発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
（※） 県 1/4
市町村 1/4
※特認地域の場合は各 1/3
- ・対象者：集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- ◇ 多面的機能支払交付金
- ◇ 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R6（目標設定時）9,038ha ⇒ R11（目標）9,114ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
中山間・棚田農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

概要

- 中山間地域の集落等における農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みへの総合的支援
- 意欲ある地域の発展に向けた、外部とのつながりによる新たな発想や行動の促進と、地域内部のつながり強化への支援

やまがた未来くる農村イノベーション事業 予算額(2補・当初)：50,132千円
事業期間：令和6年度～

元気な農村づくり総合支援事業 予算額(当初)：6,523千円
事業期間：令和3年度～

背景／課題

- 農山村では、営農・生産条件が不利
- 高齢化、働く場の減少等による若者の流出
⇒担い手の減少、集落機能の低下、働く場の不足 など
- 多様な地域活性化・維持の手法が存在

地域農業を維持・発展させていくために、

- ①農村地域と外部のつながりによる新たな発想や行動の促進
- ②地域内部のつながり強化による持続性の確立
- ③所得と雇用機会の確保

に向けた取組みを進めていくことが求められている

事業内容・事業スキーム

機運醸成

合意形成支援

立ち上げ・芽出し支援

持続可能な農村地域の形成

元気な農村づくり総合支援事業

○シンポジウム等の開催

- ・地域活性化の先進的な取組みに関する基調講演や事例報告等を通して、地域づくりの取組みを拡大

○地域づくり人材の育成

- ・地域のやる気を引き出し、官民一体となった地域振興を目指すため、地域住民に寄り添いながら、地域づくりを一貫してコーディネートできる人材を育成するための研修を開催

○行動計画の策定

- ・集落・組織等における話し合いによる将来像の共有を図るため、ワークショップの開催等を通して、地域における行動計画の策定を支援
- ・現役世代である高齢者と若者世代が、地域の農業について徹底的に話し合い、合意形成するための環境整備を実施
- ・市町村が中心となる地域づくりの取組みへ助言等を実施

○スタートアップ支援

- ・行動計画に掲げ将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展に向けた新たな取組みの立ち上げ(試行)を支援

【補助率等】

定額
(補助金額上限250千円)

【事業の流れ】

県 → 集落・組織

やまがた未来くる農村イノベーション事業

○企業とのマッチング機会の提供及び試行的協働への支援

- ・集落等と企業とのマッチングの場を設け、継続的な交流や新たなビジネスの創出など外部との連携に向けた支援
- ・地域課題の解決に向けて、企業との試行的協働に取り組む集落等に対する補助
【補助率等】1/2(補助金額上限 500千円)
【事業の流れ】県 → 集落等

○農村RMO形成支援

- ・地域の協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定等の取組みを支援
【交付率等】
一般型：定額(上限5,000千円×年)等 3年間
活動着手支援型：定額(上限2,000千円) 1年間
地域連携型：1/2以内(上限1,500千円×年)4年間
【事業の流れ】国 → 県 → 地域協議会等
- ・農村RMOに取り組む地域を伴走支援する体制を構築

※農村型地域運営組織(農村RMO)
複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

事業目標

- ・活力ある地域づくりの実践に取り組む件数(累計)
R6(直近：H26～R6) 91件 ⇒ R10(目標：H26～R10) 155件

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
中山間・棚田・農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

【継続】多面的機能支払交付金

概要

○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、地域における共同活動への支援

予算額（当初）：3,470,995千円

事業期間：平成26年度～

背景／課題

・農業・農村は、水源涵養や自然環境の保全など、多面的機能を有しており、国民全体が利益を享受

・農村地域の高齢化、人口減少等により、多面的機能の発揮に支障をきたす懸念

・水路、農道等の地域資源の保管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害される懸念

○多面的機能を適切に維持・発揮するための地域活動を支援

事業内容

1 農地維持支払交付金

- 対象組織 農業者等で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・地域資源の基礎的な保全活動（水路の泥上げ、農道の草刈、農道の除排雪、小規模な災害復旧、鳥獣防護柵の管理等の多面的機能を支える共同活動）
 - ・農村の構造変化に対応した体制の充実・強化等
- 交付金額 《10aあたり》田3,000円、畑2,000円、草地250円

2 資源向上支払交付金

（1）地域資源の質的向上を図る共同活動

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・施設の軽微な補修（水路の破損個所の補修、農道の路肩・路面の補修等）
 - ・農村環境保全活動（生態系保全活動、景観形成のための植栽活動、環境負荷低減の取組み、田んぼダムの取組み等）
 - ・多面的機能の増進を図る活動
- 交付金額 《10aあたり》田2,400円、畑1,440円、草地240円（田1,800円、畑1,080円、草地180円）
※（ ）内は、活動を5年以上継続している地区で基本単価の75%
- 加算措置
 - ・多面的機能の更なる増進に向けた活動支援 田400、畑240、草地40（円/10a）
 - ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 田400（円/10a）
 - ・環境負荷低減の取組への支援
長期中干し800（円/10a）、冬期湛水4,000（円/10a）、夏期湛水8,000（円/10a）、中干し延期3,000（円/10a）、江の設置等4,000（円/10a）等
 - ・組織の体制強化への支援 40万円/組織

（2）施設の長寿命化のための活動

- 対象組織 農業者等で構成される組織（1と同じ）
- 対象となる活動 農地周りの農業用排水路や農道などの施設の補修・更新
- 交付金額 《10aあたり》田4,400円、畑2,000円、草地400円

事業スキーム

農村地域の共同活動の継続

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1 / 2
県 1 / 4
市町村 1 / 4

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・活動組織における非農業者の参加割合 R6（直近）33.1% ⇒ R8（目標）35.1%
※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
中山間・棚田農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

【新規】やまがた多様な農地活用総合支援事業費

概要

○地域ぐるみの話し合いを通じた農地の最適な活用方法の策定、市町村や新規就農者、地域の担い手による遊休農地の再生・利用、管理体制の構築を総合的に支援

予算額（当初）：106,100千円

事業期間：令和8年度～

背景／課題

- 農業者の高齢化や担い手不足を背景に、農地の休耕や遊休化が進み、農地面積の減少が危惧
- 地域の農地の将来像をまとめた地域計画が策定されたが、将来の担い手が位置付けられていない白地農地が散見

- 担い手や新規就農者、地域住民を含めた話し合いを通して、労力やコストを抑えた農地保全の取組や、多様な人材の参画による農地の継続的な管理体制の整備が必要
- 地域計画については、白地の解消を含めたブラッシュアップとともに、地域計画外の農地管理の検討が必要

事業内容・事業スキーム

1. 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

- ・地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組みを行いつつ、作成した土地利用構想の実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援

【事業期間】
上限5年

【補助率等】
ソフト：定額(上限10,000千円×年)等
ハード：5.5/10(上限20,000千円/年)

【事業の流れ】
国 → 県 → 地域協議会等

【計画の策定】

【計画の実行】（農地の再生・利用や、農地の管理体制の構築）

- ・地域計画の実行に向けて、農地の再生、利用を支援。

2. 荒廃農地再生支援事業

- ・荒廃化により地域計画の外側にある遊休農地の解消の取組みを支援

【補助率等】 総事業費の1/2以内等
【事業の流れ】 国 → 県 → 市町村・農業者等

3. 遊休農地リスタート事業

- ・地域計画の目標地図に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消と利活用を支援

【補助率等】 県：1/4以内 市町村1/4以上
【事業の流れ】 県 → 市町村 → 農業者等

- ・農地を含んだ地域の管理計画の実現に向けて、管理体制の構築を支援。

4. 地域の農地等管理継続支援事業

- ・地域の多様な人材や組織、他の集落との話し合いにより作成した計画に基づく、農地を含んだ地域の管理に必要な省力化機材の導入を支援

【補助率等】
複数集落の取組みは1/3以内、単独集落の取組みは1/4以内
【事業の流れ】
県 → 集落・農業者団体等

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R6（目標設定時）9,038ha ⇒ R11（目標）9,114ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
中山間・棚田農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

【継続】有害鳥獣被害防止対策推進事業費

概要

- 市町村協議会等が行う侵入防止柵の設置、追払いや捕獲活動等への支援
- 農作物被害対策の指導者養成や、地域が主体で行う鳥獣被害対策への支援

予算額（当初）：220,604千円

事業期間：平成25年度～

背景／課題

- ・イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は、直接的な被害のみならず農業者の営農意欲の低下等を通じて耕作放棄地の増加等をもたらすなど、農林水産業にとって深刻な問題となっている
- ・農作物被害金額は、過去最大である平成16年度の約13億円と比較して令和6年度は73%減少しているが、イノシシによる被害額は依然として高い。加えて、令和7年度はツキノワグマの目撃件数が過去最多となっており、被害額の増加が見込まれ、予断を許さない状況
R6農作物被害金額
⇒約3億5,500万円（前年比88%）
- ・鳥獣による農作物被害防止対策は、「被害防除対策」「生息環境管理」「捕獲対策」の3本柱を組み合わせ総合的に取り組むことが重要

事業内容

1. 市町村協議会等に対する支援
野生鳥獣による農作物等の被害を防止するために市町村が作成する鳥獣被害防止計画に基づき、市町村協議会等が地域の実情に応じて実施する3本柱の被害対策を支援
2. 地域主体の被害対策への支援
3本柱の被害対策を地域ぐるみでバランスよく実施することはイノシシ、クマ、サル、シカ等の農作物被害の対策として有効であり、重要であることから、鳥獣被害防止対策の専門家等の指導のもと「地域主体の被害対策」を推進

鳥獣による農作物被害防止対策の3本柱

1 被害防除対策

- ・侵入防止柵の設置及び管理
- ・鳥獣の追払い

2 生息環境管理

- ・農作物残さ等の管理
- ・放任果樹の伐採
- ・緩衝帯の整備

3 捕獲対策

- ・農地周辺等での鳥獣の捕獲

事業スキーム

1. 市町村協議会等に対する支援

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援

（農林水産省交付金：定額又は1/2）

- ・鳥獣被害対策実施隊による追払い、見回り、緩衝帯整備活動費等への補助
- ・侵入防止柵の設置に対する補助
- ・追払いや緩衝帯の整備、捕獲に係る機材等への補助
- ・有害捕獲鳥獣の種類・頭数に応じた補助

獣種	助成単価
イノシシ（成獣）	7,000円/頭
イノシシ（幼獣）	1,000円/頭
サル、クマ（成獣）	8,000円/頭
小型獣	1,000円/頭
鳥	200円/頭

(2) 県による市町村協議会の運営に対する支援

- ・市町村が実施している支援内容に応じて、農林水産省交付金の対象外経費等へ補助（定額）

2. 地域主体の被害対策への支援

(1) 地域が主体となった総合的対策への支援

- ・各総合支庁でモデル地区選定、被害対策の専門家を派遣

(2) 鳥獣被害対策指導者養成

- ・鳥獣被害防止対策指導者養成研修会を開催し、鳥獣被害防止対策を指導できる人材を育成

事業目標

- ・鳥獣による農作物被害額 R5（目標設定時）412百万円 ⇒ R10（目標）360百万円

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
中山間・棚田農村づくり担当
- 電話：023-630-2218